

第70条の7第30項第4号 第70条の7の2第31項第4号
 準用租税特別措置法 の規定の適用を引き続き受けたい旨の届出書

【現物出資に係る事業用資産について贈与税・相続税の納税猶予】

税務署
 受付印

年 月 日

税務署長

〒
 住所(居所)

氏名 電話

租税特別措置法施行令 第40条の7の8第27項第5号 第70条の7第30項第4号
 第40条の7の10第25項第5号 において準用する租税特別措置法 第70条の7の2第31項第4号

の規定の適用を引き続き受けたいので、承継会社に係る売上割合及び雇用割合等について確認し、この書類に關係書類を添付して届け出ます。

事業用資産の贈与を受けた・相続（遺贈）があった年月日 年 月 日

事業用資産の現物出資により承継会社の株式等を取得した年月日 年 月 日

1 災害等により被害を受けた承継会社に関する事項

① 名称 _____ 本店の所在地 _____

② 中小企業信用保険法第2条第5項の該当事由 3号該当 ・ 4号該当

③ ②の事由が発生した年月日 令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

2 会社の売上割合及び雇用割合等に関する事項

A (贈与) 特定事業年度における売上金額	円	B 最初の贈与又は相続開始の時の常時使用従業員の数	人
-----------------------	---	---------------------------	---

要件緩和期間 平成 年 月 日～ 平成 年 月 日	要件緩和期間 平成 年 月 日～ 平成 年 月 日	要件緩和期間 平成 年 月 日～ 平成 年 月 日
a 売上判定事業年度の売上金額 円	a 売上判定事業年度の売上金額 円	a 売上判定事業年度の売上金額 円
b 売上割合(a ÷ A × 100) %	b 売上割合(a ÷ A × 100) %	b 売上割合(a ÷ A × 100) %
c 雇用判定基準日の常時使用従業員の数 人	c 雇用判定基準日の常時使用従業員の数 人	c 雇用判定基準日の常時使用従業員の数 人
d 雇用割合(c ÷ B × 100) %	d 雇用割合(c ÷ B × 100) %	d 雇用割合(c ÷ B × 100) %

※ 資産管理会社非該当要件を満たさなくなった場合であっても、「d 雇用割合」が、右表の「売上割合」の区分(「b 売上割合」により判定します。)に応じた「雇用割合」以上であるときに限り、納税の猶予を継続することができます。

売上割合	雇用割合
70%未満	0%
70%以上 100%未満	40%
100%以上	80%

「a 売上判定事業年度の売上金額」が、「A (贈与) 特定事業年度における売上金額」の売上金額以上(a ≥ A)となった事実の有無 [有※ / 無

※ 「有」に該当した要件緩和期間以後の期間については、上記の規定による要件緩和の適用はありません。

3 添付書類

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第13条の3第2項(同条第5項において準用する場合を含む。)の規定に基づき都道府県知事に提出された報告書の写し(P)

関与税理士

電話番号

※	通信日付印の年月日 年 月 日	(確認)	入 力	確 認	納税猶予番号
---	--------------------	------	-----	-----	--------

*欄には記載しないでください。この届出書は、現物出資に係る事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書と一緒に提出してください。

《記載要領等》

1 届出をする必要のある方

この届出書は、会社の設立に伴う特例（受贈）事業用資産の現物出資につき租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第70条の6の8第6項又は第70条の6の10第6項の承認を受けた特例事業受贈者・相続人等で、当該現物出資により設立された会社（以下「承継会社」といいます。）が災害等により被害を受けたことにより、租税特別措置法施行令第40条の7の8第27項第5号又は第40条の7の10第25項第5号において準用する租税特別措置法（以下「準用措置法」といいます。）第70条の7第30項第4号又は第70条の7の2第31項第4号の規定の適用を受けた方（「災害等により被害を受けた承継会社の被害要件確認表兼届出書」の「2 災害等により被害を受けた承継会社の被害の態様」欄の③に該当する場合として当該届出書を提出した方）が、引き続きこれらの規定の適用を受けようとする場合に使用します。

2 届出期限

特例（贈与・相続）報告基準日（以下「報告基準日」といいます。）の翌日から3月を経過する日

※「現物出資に係る事業用資産についての贈与税・相続税の納税猶予の継続届出書」の提出期限と同じです。なお、この届出書は継続届出書と一緒に提出してください。

3 書き方等

(1) 「1 災害等により被害を受けた承継会社に関する事項」欄

「② 中小企業信用保険法第2条第5項の該当事由」及び「③ ②の事由が発生した年月日」欄は、準用措置法第70条の7第30項第4号又は第70条の7の2第31項第4号の規定の適用の適用に当たり提出した「災害等により被害を受けた承継会社の被害要件確認表兼届出書」の記載に基づき、記入してください。

(2) 「2 会社の売上割合及び雇用割合等に関する事項」欄

イ A欄は、中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号の事由が発生した日の属する事業年度の直前の事業年度（「(贈与)特定事業年度」といいます。）の売上金額に売上判定事業年度（下記ハ参照）の月数を乗じてこれを（贈与）特定事業年度の月数で除して計算した金額を記入します。

※ 売上判定事業年度の月数が要件緩和期間で異なる場合には、二段書するなど、区別して記載してください。

ロ B欄は、現物出資をした事業用資産に係る事業について措置法第70条の6の8第1項又は第70条の6の10第1項の規定の適用を受ける最初の贈与又は相続開始の時ににおける当該事業に係る常時使用従業員の数を記入してください。

ハ 「要件緩和期間」欄は、その対象となる期間を記入します。

(注) 1 「要件緩和期間」とは、(贈与)特定期間における直前の特定基準日の翌日から特定基準日までの各期間（当該災害等が発生した日から同日以後最初に到来する特例（贈与・相続）報告基準日までの期間については、当該期間）をいいます。

2 「(贈与)特定期間」とは、災害が発生した日の直前の特定基準日の翌日から同日以後10年を経過する日までの期間（当該災害が発生した日以後の期間に限ります。）をいいます。なお、事業用資産の現物出資により承継会社の株式等を取得した日後に到来する最初の特定基準日が当該災害が発生した日後に到来する場合にあっては、当該株式等を取得した日から当該最初の特定基準日の翌日以後10年を経過する日までの期間（当該災害が発生した日以後の期間に限ります。）をいいます。

3 「特定基準日」とは、特定申告期限（特例（受贈）事業用資産に係る事業に係る最初の租税特別措置法第70条の6の8第1項の規定の適用に係る贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出期限又は最初の同法第70条の6の10第1項の規定の適用に係る相続に係る相続税の申告書の提出期限のいずれか早い日）の翌日から起算して1年を経過するごとの日をいいます。

ニ 「a 売上判定事業年度の売上金額」欄は、報告基準日の直前の特例（贈与・相続）報告基準日の翌日からその報告基準日までの間に終了する各事業年度（中小企業信用保険法第2条第5項第3号又は第4号の事由が発生した日の属する事業年度以前の事業年度を除きます。以下「売上判定事業年度」といいます。）について、要件緩和期間ごとに、当該要件緩和期間において終了する売上判定事業年度の売上金額を記入します。

ホ 「c 雇用判定基準日の常時使用従業員の数」は、各要件緩和期間に係る特定基準日における常時使用従業員の数を記入します。

なお、「常時使用従業員」とは措置法第70条の7第2項第1号イ又は第70条の7の2第2項第1号イに規定する常時使用従業員をいいます。

へ 承継会社に合併又は株式交換等があった場合の書き方については、税務署にお尋ねください。

(注) 「資産管理会社非該当要件を満たさなくなった場合」とは、承継会社が準用措置法第70条の7第3項第9号又は第70条の7の2第3項第9号の一定の資産保有型会社又は資産運用型会社に該当することとなった場合をいいます。